

萩原金美先生を囲む座談会について

栗田 陸雄

1. 座談会実施の経緯 10月のはじめのある日の朝、法学研究所長郷田正萬教授から萩原金美先生を囲む座談会について司会役を要請された。折しもその場に出席予定者とされていた丸山茂教授が居合わせたので、急遽座談会の日程等の打ち合わせが行われ、法務研究科の秋季入学試験の実施日を勘案して10月27日が第一候補とされるに至った。

2. 準備 私は、入試業務によりなかなか準備の時間をとることができなかつたが、郷田先生からの督促にあい、ようやく覚悟を決めて、予定日の10日ほど前になってから本格的に準備にとりかかった。幸いなことに、神奈川法学37巻2-3号が萩原先生の退職記念号にあてられており、巻末に萩原先生の略歴および業績が掲載されていたので、これを基礎資料として全体の構成を考えることにした。出席メンバーは、萩原先生の案に基づいて、私と郷田先生の間で協議し、決定した。萩原先生の人物像ないしは研究業績に迫るために、民事訴訟法の分野では、明

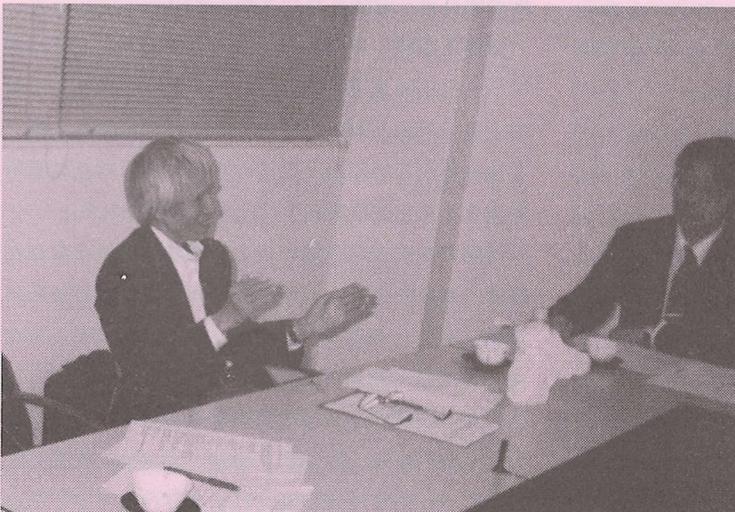
治大学の中山幸二教授（前本学法学部教授）、司法制度論・法曹養成については、法務研究科の丸山茂教授、鶴藤倫道教授、ADR論については、法学部の井上匡子教授を、また、萩原先生の大学における活動状況については、丸山先教授を軸にしたいと考えた。



座談会の目的は、萩原先生の人物像、大学在職中の活動、業績等を明らかにして記録に留めることにある。私は、萩原先生の研究業績の調査から取りかかった。萩原先生の著作は膨大であるが、概観すると、スウェーデン司法に関する研究、民事訴訟法の研究および調停を含むいわゆるADR研究の3つの柱がある。またスウェーデン司法の研究は、日本法の司法制度を検証する多数の著作を生み、さらに法科大学院における教育システムにまで及んでいる。司

法制度論に関連しては、社会の法化というキーワードを取り出すことができるように思われた。また民事訴訟法については、証拠法に関するものが多い。さらにADR論については、最近立法化されたいわゆるADR促進法に対する批判的立場が鮮明であると思われた。ともあれ、前日になってようやくレジユムを作成することができた。

3. 当日 さて、座談会は、10月27日（土曜日）午後2時30分から法科大学院棟（24号館）310会



懇談会での萩原金美先生

議室で開始されることになっていた。当日は、折悪しく台風の影響で終日強い風雨に見舞われたが、予定者全員にご参集頂き、さらに法学部の坂本宏志準教授が急遽参加され、にぎやかな会となった。

座談会は、予定通りの時刻に郷田法学研究所長の挨拶により開始し、午後6時まで続いた。当日用意した私のレジュメの項目は、以下のようなものであった。



懇談会の丸山茂、栗田陸雄先生

第I部 経歴

1. 学生時代から裁判官に任官し、退任するまで
2. スウェーデン留学
3. 神奈川大学教授として
4. 学位の取得経過

第II部 研究・社会活動（キーワード・社会の法化）

1. 訴訟法（証拠法・事実認定論）
2. 司法制度（わが国の法曹養成制度スウェーデンとの比較）
3. ADR研究（法化社会の実現とあるべきADR像）
4. 湘南民事紛争処理研究会

4. 座談会 座談会の内容については、近く法学研究所の年報に掲載される予定であるが、以下にレジュメの項目にしたがって、私がお尋ねしたかったこと、またそれに関するお答えの概要を記してみた。

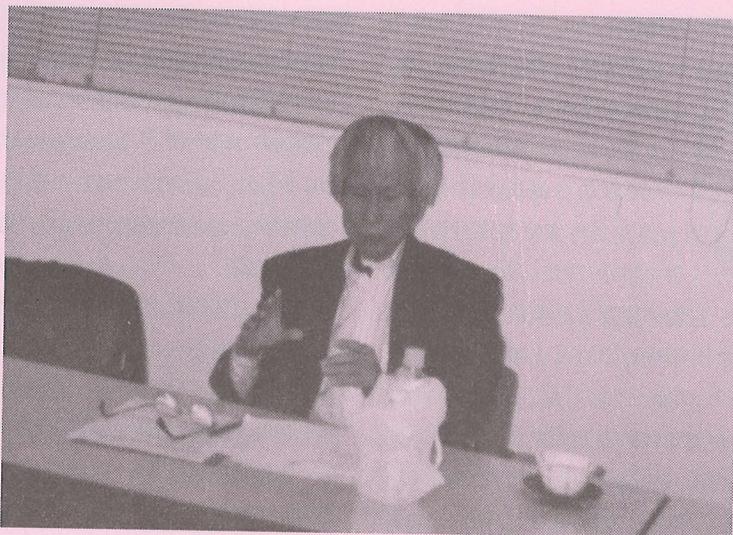
農業高校から中央大学に進まれた経緯 萩原先生は、農家の長男として農業を後継すべく農業高校に

進学したのであるが、その資質として抑えがたい向学心の持ち主であり、高等学校の恩師がお父様の説得役をかってでられ、旧制の中央大学の専門部に進まれることになった。また高校生の頃には河合栄治郎の教養書を愛読されたとのことであった。

法曹を志望した理由 萩原先生は、大学入学当初は、長谷川如是閑にあこがれてジャーナリストに関心を抱いていたが、周囲の環境の感化により、また学業成績が良好であったことから自らも司法試験の受験を決意し、卒業の年に20歳で合格された。

新制の中央大学在籍のまま司法修習生となった経緯 萩原先生は、旧制の中央大学専門部最後の卒業生であり、卒業の後に新制大学の3年に編入したが、専門部卒業の年に司法試験に合格したために、結局大学在籍のまま司法修習生となり、研修所と大学卒業をともに成し遂げられた。ただし、裁判官在職中には、大学卒業の経歴は秘匿されたままであった。

「知事の大選」 禁止条例の法学的是非



懇談会での萩原金美先生

裁判官を志望した理由 意外なことに、任官後の判事補には比較的時間的余裕があり、ご自身で好きな勉強ができると考えたことにあった。萩原先生は、裁判官時代に必要があって会計学の勉強をされたということはかねて伺っていたが、ドイツ語の習得にも力点をおかれ、関西地区の裁判所に赴任中にゲーティンステイテュートで会話の勉強もされている。

裁判官の辞任・スウェーデン留学の理由 萩原先生は、若くして任官し、将来の展望が開かれていたようであるが、裁判官として地方に多発する貧困や因習に起因する事件を多数経験し、苦悩し、また司法の機能不全により裁判官としての限界を感じた。これらの問題が、福祉の先進国ではどのように解決されているのかについて研究してみたいということが、裁判官を辞し、また留学した理由であった。

神奈川大学赴任の契機 萩原先生が神奈川大学に赴任されるについては、当時法学部教授であった磯野誠一先生との出会いによっているという。磯野先

生が萩原先生の事務所を訪れ、述べたという言葉も印象的である。萩原先生にとって磯野先生は来世でもお会いしたい心の友であるということである。

学部長としての仕事 赴任して3年後に学部長に就任されたが、当時建設中の17号館に法学研究所とコモンルーム（談話室）を設置されたことが思い出に残るとのお答えであった。またこのコモンルームというのは、磯野先生の英国土産で、スタッフがお茶を飲みながら意見を交換しあう場で、他の学部にも設けられたが、現在では法学部に残るのみであるという。

神奈川大学評の論編集長としての仕事 しばらく前に神戸でいわゆる酒鬼薔薇事件という前代未聞の少年事件が発生した。その後編集部では、特集号を編み、当時の担当裁判官と付き添い弁護士双方から原稿や記録を提出して貰い、グラ刷りまでできあがったところで、やむを得ない事情により特集号を中止した。萩原先生は、執筆者に対して責任を感じら



れ、大学を辞する覚悟であった。

大学在職中に特筆すべき出来事 萩原先生は、判事補として赴任した仙台地裁家裁の古川支部において、1954年にいわゆる松山事件について左陪席として関与し、死刑判決をくださったことがあるが、同事件は、1984年に至り仙台地裁で再審裁判が行われ、無罪判決が下された。この事件には、多数の裁判官が関与していたが、諸般の事情で、萩原先生に取材が集中し、これにより学内における人間関係にも大きな波紋が生じたとのことであった。萩原先生は、涙ぐみながら自分が大学に踏みとどまれたのは、磯野先生の存在と学生たちの励ましがあったからだと述べられた。誤判の原因は、著名な法医学者による誤った鑑定にあるが、きわめて専門的な科学的鑑定を要する事件の問題性が改めて浮き彫りとなった。

学位取得の経緯 スウェーデンの Lund 大学による学位授与は、もちろん萩原先生のわが国におけるスウェーデン法のパイオニア的研究の成果であるが、授賞式は、伝統により荘厳な授賞式の中でおこなわれた。また九州大学については、九州大学における国内研究の実績とスウェーデン司法の研究が評



懇談会での中山幸二・坂本宏志先生

価された結果である。

民事訴訟法と証拠法 萩原先生の民事訴訟法における研究業績には、証拠法に関するものが多いが、司法制度の研究が『よき裁判』を実現するための制度的な条件であるのに対して事実認定とか、証拠法の研究は、よき裁判を内部から保証するものであるという認識によっている。またとりわけ後者については、えん罪事件に関する贖罪の意識が原因である旨を告白されたことが印象的であった。

法科大学院・法曹養成 萩原先生は、法科大学院を卒業した多数の法曹が社会に浸透することにより、法化社会を実現する必要があるが、そのためには法曹の職域を拡大し、それによって底辺が広く頂上が高いいわゆる富士山型の法曹の層を構築する必要があることを力説された。しかし、他方では、教育の過程で法曹に適していない学生については早期に進路変更を促すような仕組みの必要性も指摘された。

ADRの将来像 萩原先生の基本的な認識は、ADRを訴訟の健全な発展の阻害要因としてはならないこと、またADRにおいては民間の活力を保持するようなシステムが必要であることである。

座談会は、萩原先生のご意見を伺いながら、和やかな雰囲気で行われた。出席者の発言等細部については、年報を見て頂きたい。萩原先生には、最近の著作として小島武司編著『日本法制の改革・立法と実務の最前線』（2007年・中央大学出版部）があり、なお新しくADRの研究に立ち向かっておられる姿が印象的であった。

(法務研究科教授)